

重要事项说明

[合同概要及提醒注意事项]

重要事项说明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]



以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※如果被保险人为您的亲属的情况，加入者与被保险人不一致，请向所有被保险人说明本内容。

※如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[标记意义] [マークのご説明]

合同概要
有关保险产品内容的事项

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

提醒注意事项
参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险者是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同^{*1}，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等^{*2}。

●个人赔偿责任补偿特别条款 ●救助者费用等补偿特别条款 ●医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保险（儿童综合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为独居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）



（金融厅网站）

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的确定方法与支付方法等

(1) 保险费的确定方法

保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

※关于保险费的附加／折扣率，是东京海上日动在计算保险费时所采用的数值，可能与实际在附加或折扣适用前后的保险费差额有所不同。

(2) 保险费的支付方法

关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满返还金与保单红利

本保险无期满返还和保单红利。

1 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国际教育支援协会をご契約者とし、（公財）日本

国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。



（金融厅ホームページ）

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 参保時注意事項 ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

参保委托单等資料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（东京海上日动代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※ 告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

[告知事项・通知事项一覧]

☆：告知事项暨通知事项

●被保险人本人是否加入了公共医疗保险制度*¹

★：告知事项

●被保险人本人出生日期

●如果还签订了其他保险合同等*²，则需要告知其他保险合同的内容

* 1 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事项暨通知事项（☆）。

* 2 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如果存在其他保险合同等，因该其他保险合同的合同内容不同，可能存在东京海上日动无法承保的情况。

2 犹豫期

该保险无犹豫期。

3 死亡保険金领取人

在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保険金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保険金领取人，死亡保険金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则参保合同无效。

如果需要指定特定人员为死亡保険金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保険金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な

事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無*¹

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等*²を締結されている場合には、その内容

* 1 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

* 2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III 参保後の注意事項 ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

参保委托单等資料中标有☆标记的事项（通知事项）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务 [告知事项・通知事项一覧]”，确认各个承保产品的通知事项。

[其他需通知事项]

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未满1个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

- ・东京海上日动将根据参保内容及合同解除条件，按照东京海上日动规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付*¹尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险费金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。
- ・退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间*²按月计算保险费后所得数额。
- ・在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

* 1 可能在合同解除日之后通知支付。

* 2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3 被保险人申请解除合同

在综合生活保险（儿童综合补偿），根据保险对象的申请，有可能解除关于

其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4 期満時

[保险期满后限制续约的规定]

- 根据理赔情况以及年龄等条件，东京海上日动可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。
- 如果东京海上日动修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

[更新后合同的保险费]

每个商品的保险费是根据更新日当前的保险费率等因素进行计算。因此，该商品在更新后的保险费可能会与更新前的保险费不同。

[确认保険金申請遗漏]

如决定续签，请确认之前的保险合同是否存在遗漏的保険金索赔申请。

如有索赔遗漏或有任何疑问，请立即联系宣传册等所记载的咨询处。

另外，宣传册等所记载的内容是本年度合同更新后的赔偿内容。请注意，与合同更新前的赔偿内容可能有所不同。

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅲ-1 通知義務 [通知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいたてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV 其他需留意事项 その他ご留意いただきたいこと

1 个人信息处理

请确认在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的〈个人信息处理指南〉。

●为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社团法人日本损害保险协会登记的合同信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2 因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

●在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。

●保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，东京海上日动有权解除保险合同。

●保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3 关于延期参保手续等的特別措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特別措施。

※关于可以使用的特別措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4 保险公司破产时

●出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。

●如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害保险投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

| 保险期限 | 保险公司破产等情況下的处理方法 |
|------|--|
| 1年以内 | 原则上最高补偿80%（自破产保险公司停止支付保险金起3个月之内所发生的保险事故的保险金补偿比率为100%）。 |
| 超过1年 | 原则上最高补偿90%。但是，破产后如果预计利率等出现变化，则可能低于90%。 |

5 其他参保时的注意事项

●东京海上日动代理商基于其与东京海上日动间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。

因此，与东京海上日动代理商有效成立的所有合同均视为直接与东京海上日动签订的合同。

●参保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等记有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有有关参保事宜的重要信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保证一同妥善保管。

●如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带负责。作为干事机构的

保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6 发生事故时

●发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●在赔偿责任的补偿事项上，在涉及赔偿事故的和解谈判，请务必与东京海上日动进行咨询并后进行应对。

●请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料和证据。

- ・印章登记证明、居民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人本人身份的资料
- ・东京海上日动规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（在赔偿身体的补偿事项上需要提交东京海上日动指定医生的诊断书或其他医学检验标本等）。
- ・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等东京海上日动用以计算应付保险金额的资料
- ・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料
- ・可以确认附加给付支付金额的资料
- ・用以确认东京海上日动支付保险金时所需必要事项的同意书

●保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索求保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶^{*1}或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合东京海上日动所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索求保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。

*1 法律上只限配偶。

●保险金申请权具有时效（3年），敬请知晓。

●如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当东京海上日动针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至东京海上日动。

●签订个人赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿责任保险金等。

1. 被保险人已经向对方支付了损害赔偿
2. 可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
3. 应被保险人要求，将由东京海上日动直接向对方支付保险金

本说明书并未载明您所加入保险的所有内容，您的投保内容将依《普通保险条款》及《特别约定》而定。有关详细内容，请参阅保险条款。如有需要，您可查阅东京海上日动官网等（但部分特别约定未刊载于官网。若有疑问，请联系《咨询处》）。

如通过互联网等线上方式办理手续，本应填写在加入依赖书等纸质文件上的信息，请改为在网页上输入。

1 個人情報の取り扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の〈個人情報の取り扱いに

に関するご案内>をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い |
|------|---|
| 1年以内 | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |
| 1年超 | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。 |

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、
保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（身体に関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等をご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

参保内容确认事项（意向确认事项） ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本确认事项旨在让我们确认您实际参保的保险产品与您希望参保的产品内容一致，且您已经正确填写参保相关重要事项，以便在一旦发生事故时您能够放心使用保险。因此，烦请再次确认并回答以下问题。
此外，在确认中如有不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 请通过手册及重要事项说明等确认保险产品在以下方面与您所希望参保的产品内容是否一致。

如与您希望的内容不一致，请重新选择参保内容。

- 支付保险金的主要情况
- 保险期限
- 保险金额、免責金額（自付金額）
- 保险费及保险费的支付方法
- 被保险人

2. 有关加入委托书等的记载事项等，请确认以下事项。万一，有填写遗漏、错误时，请修改加入委托书等。另外，关于以下事项，如与现在的加入内容有不符合之处的话，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

- 参保委托单等资料中“出生日期”一栏是否已经填写正确？
- 参保委托单等“其他保险合同等”一栏是否已经正确填写？

3. 是否已经确认重要事项说明的具体内容？

尤其请确认“不予支付保险金的主要情况”、“告知义务与通知义务等”、“重复补偿相关注意事项*1”。

*1 比如，在签订了个人赔偿责任补偿特别条款的情况下，如果您还签订了其他同类型的保险合同，则补偿范围有可能会重复。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。

- 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいているか？
- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2025年7月作成 25T-000490

有关保险内容的意见和咨询等 保険の内容に関するご意見・ご相談等

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. 東京海上日動火災保険株式会社

如对保险内容有何意见或疑问，请咨询手册等资料中所记载的咨询处。

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定争议解决机构 指定紛争解決機関

一般社团法人 日本損害保险协会

損保ADR中心

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

东京海上日动已与金融厅长官依据《保险业法》而指定的争议解决机构一般社团法人日本損害保险协会签订手续实施基本合同。

客户与东京海上日动之间产生争议并无法解决时，可以向该协会提出争议解决申请。

详情请查阅该协会的官方网站。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

东京海上日动は、保険業法に基づく金融厅長官の指定を受けた指定紛争解决機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

 0570-022808 <非免费电话 通話料有料>
IP电话请拨打03-4332-5241。

工作时间：工作日 早9:15-晚5:00
(周六日、法定假日、元旦前后休息。)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

学研意外险附带学生综合险

(综合生活保险 (儿童综合补偿)) <补偿概要等>

学研災付帯学総 (総合生活保険 (こども総合補償)) <補償の概要等>

补偿概要等內容是对您所保险补偿范围的概要，具体保障內容以普通保险条款及附加条款为准。有关详细內容，请参阅保险条款。如有需要，您可查阅东京海上日动官网等（但部分特別约定未刊載于官网。若有疑问，请联系《咨询处》。有的参保类别可能不属于此处的保险金支付范围。关于参保类别的详细介绍，请查阅手册等相关資料。如果因受非保险金支付范围内的身体障碍等影响，导致保险金支付范围内的身体伤害程度加重，则东京海上日动将按照去除该影响时的相应金额支付保险金。

详细信息请咨询小册子等記載的咨询处。

補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先でご連絡ください。）。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

| | | 支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合 | 不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合 |
|--|---------------------|---|---|
| 伤害 补偿 基本 特别 条款 (注1) (注1) | 死亡 保険 金 | <p>自事故发生日起（包括当天在内）180天以内死亡时 ▶全额支付死亡及后遗症保险金。</p> <p>※单次事故中，如果已经支付了后遗症保险金，在死亡及后遗症保险金中扣除已经支付的金额后予以支付。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 因被保险人的故意或重大过失所致伤害 因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 无驾驶行驶、酒后驾驶时所受的伤害 脑疾患、疾病或神经错乱而产生的伤害 因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作者、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 |
| | 后遗 障害 保険 金 | <p>自事故发生日起（包括当天在内）180天以内出现身体上的后遗症时 ▶根据后遗症的程度予以支付死亡及后遗症保险金金额的4% -100%。</p> <p>※单次事故的死亡及后遗症保险金存在金额上限。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの |
| | 住院 保険 金 | <p>因需要医生治疗等原因，自事故发生日起（包括当天在内）180天以内开始住院时 ▶住院保险金日額乘以住院天数（实际天数）所得金额为支付金额。但，自事故发生日起（包括当天在内）满180天后住院者，不予支付。且，单次事故予以支付保险金的“住院天数”最多不超过180天。</p> <p>※支付住院保险金的期间，如果受到其他伤害，不予重复支付住院保险金。</p> <p>医师等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> | |

(注1) 被保险人在所就读学校的管理下*1因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤*2时，东京海上日动予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间

②在学校设施（宿舍除外）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。

③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

*2 此处的受伤包括因日晒或阳光照射引起的中暑、有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另，职业病、网球肩等不满足急性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。

*3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保险的对象となる方が在籍する学校的管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

①学校等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、日射または熱射によって生ずる熱中症、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

| 支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合 | | 不支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|---|--|
| 手術保険金 傷害補償基本特別約款(注1) | <p>以治疗为目的, 接受了属于公共医疗保险制度中的医科诊疗报酬点数表所列举的手术费计算对象中的手术*1或先进医疗*2的规定手术时</p> <p>▶住院保险金日額的10倍(住院期间的手术)或5倍(非住院期间的手术)金额为保险金支付金额。但, 单次事故仅限自事故发生日起含当天在内180天以内接受的1次手术。*3</p> <p>*1 伤口处理、拔牙等有些手术不在保险支付范围内。</p> <p>*2 “先进医疗”是指公共医疗保险制度规定的评估疗养中, 厚生劳动大臣指定的先进医疗(仅限在符合厚生劳动大臣针对各项先进医疗所定设施标准的医院或诊所等医疗机构内接受的治疗)。(详细情况请查阅厚生劳动省官方网站)。另, 截至接受疗养之日, 已经成为公共医疗保险制度给付对象的疗养不视为先进医疗(在保险期间内先进医疗的内容有变动的可能性)。</p> <p>*3 如果因单次事故所致伤害而接受了住院治疗与非住院治疗两种情况的手术, 则保险金仅支付住院保险金日額的10倍金额。</p> <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p> | <p>・因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害(该保险金领取人本应领取的金额部分)</p> <p>・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・无驾照行驶、酒后驾驶时所受的伤害 ・脑疾患、疾病或神经错乱而产生的伤害 ・因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・因外科手术等医疗处置(为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外)而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而遭受的伤害 ・因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作者、职业拳手等危险职业期间发生的事故而遭受的伤害 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害</p> <p>等</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>等</p> |
| 通院保険金 傷害補償基本特別約款(注1) | <p>因需要医生等的治疗而自事故发生日起含当天在内180天以内接受门诊治疗(含上门诊疗)时</p> <p>▶门诊保险金日額乘以门诊天数(实际天数)所得金额为保险金支付金额。但, 自事故发生日起含当天在内满180天后的门诊治疗, 不予支付。另, 单次事故予以支付保险金的“门诊天数”最多不超过90天。</p> <p>*门诊保险金如果重複, 则不予支付。另, 支付门诊保险金期间, 如果受到其他伤害, 不予重复支付门诊保险金。</p> <p>*没有继续接受门诊治疗, 但因医生治疗等原因而为规定的部位*1长时间以石膏固定的天数也包含在“门诊的天数”内。</p> <p>*1 这里所说的石膏、石膏夹板、石膏托片、副木、夹板、支具固定、体外固定器、PTB石膏、PTB支具、钢丝副木等, 以及锁骨牵引环均包括在内。另外, 不包括用于固定颈椎的夹板、肋骨固定带、柔软性护腰带、护具及其他容易穿脱的物品。</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>*入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートーその他着脱が容易なものを含みません。</p> | |

(注1) 被保险人在所就读学校的管理下*1因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤*2时, 东京海上日动予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

①在大学等的正式课程中及参加学校活动期间

②在学校设施(宿舍除外)内的时间。但, 在大学等所禁止的时间或地点, 或正在进行大学等禁止的行为时除外。

③在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

*2 此处的受伤包括因日晒或阳光照射引起的中暑、有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另, 职业病、网球肩等不满足急性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况, 不属于保险金支付范围, 敬请知晓。

*3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下*1外の急激かつ偶然な外来的事故によ

りケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

①学校等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設(寄宿舎を除きます)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、日射または熱射によって生ずる熱中症、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶发性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

| | | 支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合 | 不支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合 |
|--|--------------------|--|--|
| 医療費用補償特別条款 (注2) +待機期間の不設定に関する特約 (医療費用補償用) | 治療費用保険金 治療費用保険金 | <p>投保人在保险期间内因生病或受伤而在日本住院或门诊治疗时</p> <p>▶本合同将支付被保险人所负担的部分负担金*1。但, 因同一疾病或伤害(含在医学上有着重要关系的疾病或伤害)而住院*2或接受门诊治疗*3时, 则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起(包括当天)满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。</p> <p>※基于医生处方, 在药店(即医院外药店)支付的药费也在保险金支付范围内。</p> <p>※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金, 东京海上日动可能减额支付保险金。</p> <p>※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同, 可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。</p> <p>※如果已经接受了下列任一给付等, 则支付保险金时将从被保险人所负担的金额中扣除该给付等的金额。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费 ● 依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规, 对于支付了部分负担费用的被保险人, 应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分(即“附加给付”)*4 ● 第三方针对被保险人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ● 为补偿被保险人所遭受的损害而进行的其他给付(相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外)。 <p>*1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金, 相当于部分负担金的费用, 住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况下, 将从本人负担金额里扣除。</p> <p>*2 出院后, 如果在包括当天在内满180天之日的第二天以后再次住院, 则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。</p> <p>*3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗, 则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。</p> <p>*4 附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定, 针对支付了部分负担金的人员, 在该金额范围内予以支付的额外给付。</p> <p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りります。</p> <p>※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的医疗保险制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医疗保险制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)*4 ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>*1 公的医疗保险制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震、火山噴发或由此引发的海啸所导致的疾病住院或门诊治疗 ・因被保险人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗(该保险金领取人本应领取的金额部分) ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・无驾驶行驶、酒后驾驶时受伤或生病, 而导致住院或接受门诊治疗 ・保险对象人产生的精神性障碍, 智力障碍, 人格障碍, 酒精中毒及药物依赖等精神障碍*1为原因而住院或接受门诊治疗 ・因使用毒品, 大麻, 鸦片, 兴奋剂, 危险药品, 稀释剂等生病或受伤而住院或接受门诊治疗 ・因先天性疾病*2, 住院或者去医院 ・因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时, 不适用本规定。 ・因痔疮、肛裂或肛瘘而住院或接受门诊治疗 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤而住院或到医院就诊 ・为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 ・因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 ・持续本合同的最初的保险合同(称首年度合同)开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或者接受门诊治疗*3 <p>*1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内客为标准。</p> <p>*2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内客为标准。</p> <p>*3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害, 自首年度合同的保险期限开始时起满1年(如保险合同的保险期限超过1年, 则此处为2年)。后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。</p> <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾病*2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病的治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 <p>*1 平成27年2月13日總務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内客に準拠します。</p> <p>*2 平成27年2月13日總務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内客に準拠します。</p> <p>*3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。</p> |

| | 支付保险金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合 | 不支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|---|--|
| 关于个人赔偿责任补偿特约 + 个人赔偿责任补偿特约的一部分变更而特别的特约(B) + 只限本人补偿特约(B) + 受人委托品等不担保特约 | <p>在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）*1而须承担法律损害赔偿责任时。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故 ※ 关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担赔偿责任的情况。 ● 被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※ 学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务人及代理监督义务人来承担赔偿责任的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关的事故）。 <p>▶ 1 关于事故，将保险金额*2为限额，支付保险金。</p> <p>※ 仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。</p> <p>※ 请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况下或者被视为保险对象者没有损害赔偿责任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。</p> <p>※ 在由其他保险契约或者共济契约来支付保险金或互助金的情况下，保险金可能会被扣除。</p> <p>※ 除了所记载的保险金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能会获得支付保险赔偿。</p> <p>※ 如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保险契约的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。</p> <p>* 1 投保人在国内托管的财物（受托物），在国内外的住宅内保管或在住宅外临时管理时发生损坏或盗窃导致对托管物享有合法权益人承担法律上的损害赔偿责任的情况。将支付相应的保险金作为损失额（损害赔偿责任的金额）。但，赔偿金额将限制在时价值的3倍以内。（关于托管物的赔偿责任补偿条款）以下情况不适用于赔偿范围。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汽车（包括高尔夫球车）・轻便摩托车・自行车、船只等・冲浪板、遥控模型・无人机・手机、智能手机、移动Wi-Fi・路由器等・隐形眼镜、眼镜等・票据及其他有价证券等・信用卡、手稿、设计图、账簿等・商品、产品及设备、什物・动物、植物等生物・乘车券、货币等・贵金属、宝石、美术品等 <p>等</p> <p>* 2 关于因情报机器等上记录的情报损坏而造成的损害赔偿责任，赔偿支付限额为500万日元。</p> <p>* 3 为从重新购买同样物品所需的金额中扣除因使用而产生的消耗份额后得出的金额。</p> <p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。） <p>▶ 1 事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 保険の対象となる方が国内で受託した財物（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条款）</p> <p>なお、以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・原動機付自転車・自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型・ドローン・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等・コンタクトレンズ、眼鏡等・手形その他の有価証券等・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等・商品・製品や設備・什器（じゅうき）・動物、植物等の生物・乗車券、通貨等・貴金属、宝石、美術品等 <p>等</p> <p>* 2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p> <p>* 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・因保单持有人或被保险人（受委托物品相关赔偿责任补偿条款包括其同居亲属。）等人员的故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的损害赔偿责任（工作所致损害赔偿责任*1）导致被保险人遭到的损害 ・被保险人及其同居亲属的损害赔偿责任导致被保险人遭到的损害 ・因与第三方之间的特别约定而加重的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・被保险人因损坏了所拥有、使用或管理的财物而对其该财物合法权利人负有的损害赔偿责任所导致被保险人遭到的损害（在受委托物品相关赔偿责任补偿条款中则属于支付对象。） ・因神经错乱所致损害赔偿责任而导致的被保险人遭到的损害 ・因持有、使用、管理飞机、船舶、车辆*2*3或枪械（空气枪除外。）所致损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 <仅受委托物品相关赔偿责任补偿条款> ・因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害 ・致使受委托物品无法使用而产生的损害赔偿责任（收益减少等）所导致的被保险人遭到的损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无照驾驶、吸毒后驾驶、酒后驾驶期间发生的事故所致损害 ・因扣押、征用、没收、破坏等国家或地方政府行使公权力而导致的损害 ・因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的损害 ・因自然消耗或劣化、变色、生锈、发霉、开裂、虫蛀等原因所导致的损害 ・擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的损害 ・因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的损害 ・因电力或机械事故而导致的损害 ・因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盗。）而导致的损害 ・因欺诈或挪用行为导致的损害 ・因风、雨、雪、雹、沙尘等侵入、渗透或漏入造成的损害 <p>等</p> <p>* 1 被保险人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导*4过程中发生的事故所导致的损害赔偿责任除外。</p> <p>* 2 驾驶的高尔夫球车本身的损坏等不在补偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。</p> <p>* 3 受委托物品相关赔偿责任补偿条款中，因持有、使用或管理车辆而产生的损害赔偿责任所导致的被保险人遭到的损害，属于支付范围内。</p> <p>* 4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。</p> <p>等</p> <p>* 1 ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条款については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務（アラバイトおよびインターナーシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条款についてはお支払いの対象となります。）</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*2*3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p><受託品に係る賠償責任補償条款のみ></p> <p>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電気的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因して生じた損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>等</p> <p>* 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>* 2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自身の損壊等は、補償の対象となりません。</p> <p>* 3 受託品に係る賠償責任補償条款については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。</p> <p>* 4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。</p> |

| 支付保険金的主要情況 保険金をお支払いする主な場合 | | 不支給保険金的主要情況 ¹ 保険金をお支払いしない主な場合 | |
|---|--|---|--|
| 救援者費用等補償特約+关于救援者費用等补偿特約的一部分变更の特約+ 疾病追加補償特約+救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約+ 救援者費用等補償特約+ 救援者費用等補償特約+ （救援者費用等補償特約の一部変更による特約+ 救援者費用等補償特約） | <p>在保险期间内，国内外发生下列事由，导致投保人或其亲属等需要承担前往现场的搜救费、交通费、住宿费、遗体运送回家所需的运输费用等情况时。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投保人所搭乘的飞机、船舶失踪，或者遇难的情况下。 ● 通过官方机构得知突然偶发的外部事故导致被保险人处于生死不明或需要展开紧急搜查和救助工作的状态 ● 被保险人因在所居住的住宅外遭遇受伤或中暑后，自事故发生日起（含当天）180天以内死亡或连续住院3天以上 ● 因疾病导致死亡，或在保险期间内发病并因疾病连续住院3天以上时（但仅限于在责任期间内开始住院的情况。另外，疾病不包括正常分娩。） <p>等</p> <p>▶ 单次事故以保险金额为限度支付保险金。</p> <p>※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，东京海上日动可能减额支付保险金。</p> <p>※ 被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参考前请仔细确认补偿内容。</p> <p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料、遺体を自宅へ移送するための移送費用等を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外來の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ● 疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。また、疾病に正常分娩は含みません。） <p>等</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・因保单持有人、被保险人等人员的故意或重大过失所致损害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致损害（此人应领取的金额部分） ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无驾照行使，酒后驾驶时所发生的事故而产生的损害 ・因妊娠、分娩、早产或流产所致伤害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的受伤或中暑而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故而导致的损害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的损害 ・此契约继续签署下来的最初的保险契约（称之为首年度契约。）的保险开始的时点，已持有的疾病而住院时＊1 <p>等</p> <p>* 1 首年度契约的保险开始的时点，已持有的疾病而在首年度契约的保险开始日起经过1年（保险期间超过1年的契约时，为2年。）后开始住院的，作为保险金的支付对象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた傷害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1 <p>等</p> <p>* 1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p> | |
| | | | |

